平成２７年（フ）第４１３号
埼玉県ふじみ野市大井１丁目５番11―102号
債務者　山中　洋一
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４１４号
埼玉県川越市清水町11番地１（サンライト清水103号室）
債務者　大畑ヒサヱ
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８号
静岡県沼津市高砂町９番地の50　コートニー井原107
債務者　石橋　宏道
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
愛知県岡崎市福岡町字北藤六17番地１　サン・ライズ105
債務者　足立　麻美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
北海道赤平市若木町南３丁目２番地　青葉団地　Ｄ―404号室
債務者　堀川　幸世（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
北海道虻田郡洞爺湖町入江39番地185　藤沢ＡＰ
債務者　本間　栄吉
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
北海道帯広市西17条北１丁目43番４号　リーゼントノース１―301
債務者　角　麻衣子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
盛岡市紅葉が丘14番15号
債務者　古舘　知子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５６号
新潟県新発田市御幸町４丁目１番18号　メゾン・ユーキ　102
債務者　今井　崇光
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６９号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字別條１番地９　ラパン102号
債務者　齋藤ゆうこ
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１８４号
静岡県富士市横割本町15番２号
債務者　宇佐美裕宣
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１８５号
静岡県富士市横割本町15番２号
債務者　宇佐美暁生
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１７号
兵庫県篠山市東新町36番地３
債務者　セレモニーサービスおくりびとこと
上本　修司（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
香川県高松市宮脇町１丁目32番９号メゾン葛西105号、申立時の住所香川県高松市国分寺町国分1876番地１レークサイド神崎Ｂ103
債務者　宇川　正則
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５２号
香川県高松市木太町4035番地７
債務者　宮武　一弘
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９２５号
大阪市東淀川区豊里４丁目９番５号　メゾンエトワール２Ｅ号
債務者　富岡　　智
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７４３号
大阪府八尾市竹渕東１丁目13番地
債務者　川上　　聰
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部